

令和2年度事業計画

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

はじめに

昭和47年に社団法人としてスタートした千葉県環境保全センターは、平成25年4月1日をもって一般社団法人に移行しました。50年近い活動を通じて積み上げた経験や知識を継承し、より強靱かつ柔軟な組織とするべく事業を展開することとします。

千葉県の浄化槽使用人口は約177万人です。「使って安心、浄化槽」をテーマに、社会的認知度を高めていきます。

I 基本方針

一般社団法人千葉県環境保全センターは、浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業、一般廃棄物収集運搬業、飲料水貯水槽清掃業など、会員事業所が関係する業界の発展向上を目指し、もって地域社会の環境保全に奉仕・寄与することを目的に活動します。

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」^{*1}といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGs^{*2}の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型社会の構築に寄与します。

また、千葉県では浄化槽法定検査の受検率が低迷していることから、浄化槽法第11条BOD検査に係る採水業務の充実を図り、受検率の向上に寄与します。業界内の検査員資格を有する方々の活躍の場を設けるなど、新たな枠組みを作るべく各方面との調整・協力を図ります。

加えて、去年は台風と大雨による災害廃棄物の処理に、会員の皆様のご協力により貢献することが出来ました。わたしたちの業界が、シビル・ミニマム^{*3}の一端をになっていることを実感した次第です。経験から得たノウハウの継承を目指し、貴重なマン・パワーの育成を目指します。合わせて、一般廃棄物に関し、千葉県との災害協定の締結を検討します。

浄化槽法の改正についてですが、浄化槽台帳の整備と浄化槽管理士に対する研修の機会の確保は、私たちの業界に大きな影響を与えるという観点から、適切に対処していきます。

令和2年11月19日(木)には、一般社団法人日本環境保全協会主催の一般廃棄物適正処理推進大会 in 千葉の開催を予定しています。会員の皆様には、格段のご協力をお願いする次第です。

II 事業の概要

1 柱となる事業

(1) 講習会等開催事業

本事業は、浄化槽維持管理適正化講習会、環境大学研修会、子供環境教室を中心として、環境保全センターが公益に資する事業として実施します。

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する研修会（浄化槽管理士研修会）については、環境保全センターが主体的に取り組む方向で推進することとします。

(2) ステッカー事業

浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証発行管理事業は、千葉県浄化槽取扱指導要綱及び千葉市、船橋市、柏市の浄化槽取扱指導要綱に基づき、これを推進していきます。

(3) 印刷物販売事業

保守点検記録票等印刷物販売事業は、事実上の統一様式として各種記録票等を販売しているもので、充実を図っていきます。

(4) 浄化槽総合推進事業

本県における浄化槽法定検査の受検率は低迷しており、受検率の向上を目的として、11条BOD検査や一括契約制度を推進しているところです。

平成29年度には、新たな検査機関が指定されたところであり、11条検査の受検率向上を目的として協力関係を築いていかなければなりません。

これを、浄化槽総合推進事業と位置づけ、次の事業を行います。特に11条BOD検査については、検査基数の大幅な増加が求められており、千葉県及び指定検査機関との協力関係を強化していきます。

① 保守点検、清掃、法定検査を包括的に契約する一括契約の推進

② 嘱託採水員講習会の事務代行等による11条BOD検査に係る採水業務の円滑な運営の推進

③ 検査員資格を有する採水員の活用

(5) 中小企業推進事業助成金事業

本事業は、構成中小企業者が人材確保や職場定着を支援するために行った場合に助成金が自給されるもので、本年度中に取り組むこととします。

2 会員の増強と組織の強化

会員の増強について、年度を通して実施します。特に、浄化槽保守点検・清掃業及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業について会員増強を推進し、組織の強化を図ります。

3 浄化槽法、廃棄物処理法等法律の周知及び浄化槽啓発活動

浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等について、速やかに会員の皆様に情報提供をしていきます。

また、浄化槽ユーザーの啓発という観点から、各委員会と協議し、総合的な事業の推進を図ります。

4 一般社団法人日本環境保全協会及び日本環境保全協会関東地区協議会

一般社団法人日本環境保全協会（平成6年6月加盟）及び日本環境保全協会関東地区協議会（平成14年2月加盟）の行事に参加し、関連法令や合法適用推進活動についての情報交換を図ります。

5 委員会活動

本事業計画の円滑な推進を目的として、以下の委員会活動を行います。

(1) 浄化槽委員会

管理士講習会、浄化槽維持管理適正化講習会及び環境大学研修会を開催します。

また、浄化槽ユーザーへの啓発活動を通じて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

(2) 一般廃棄物・合特法委員会

下水道の普及により事業の縮小を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の救済を目的とする、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）について、行政、業界ともに認識が不足しているという観点から、周知に努めます。

また、会員の権益確保を目的とし、県内の市町村長宛に要望書を提出します。

令和元年台風15・19号及び10月25日の大雨災害報告書を作成し、災害廃棄物関係の支援等の情報を共有します。

(3) 地域対策委員会

一般廃棄物・合特法委員会との協力体制を敷くとともに、合特法の周知及び代替業務の獲得を目的として、各市町村への働きかけをします。

併せて、委託あるいは許可により業を営んできた一般廃棄物処理業者が不当な不利益を蒙ることのないよう、歴史的経緯を十分に考慮した廃棄物処理行政の推進を求め、活動します。

加えて、支部活動の活性化を目的とし、支部懇談会（葛南支部）を開催します。

(4) 11条BOD検査推進委員会

浄化槽検査センターは昭和54年12月、浄化槽協会と環境保全センターから会員を募り発足しました。以来、千葉県内唯一の検査機関として、法定検査を担ってきましたが、平成29年4月に（一財）千葉県環境財団が新たな検査機関に指定され、2機関で検査業務を行うこととなりました。

環境保全センターは、11条BOD検査を充実させるため、11条BOD検査推進委員会を組織し、検査機関との連携を図り受検率向上を目指します。

6 大規模災害協定について

平成19年8月3日、環境保全センターは、千葉県と「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しました。

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬システムは、重要な社会インフラの一つであるという認識のもとに、千葉県が実施する図上訓練等に参加し、連携して取り組んでいきます。

7 各種研修会の開催

(1) 浄化槽維持管理適正化講習会

主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター

場 所：

- 日 付：平成 年 月 日（ ）、 日（ ）
- (2) 環境大学研修会
主 催：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：ポリテクカレッジ千葉（第2種電気工事士関連講習等）
日 付：平成2年4月23日（木）、24日（金）（基礎編）
5月21日（木）、22日（金）（応用編）
7月15日（水）～17日（金）（実技編）

- (3) 飲料水貯水槽清掃作業従事者研修会
主 催：千葉県水道管工事協同組合
後 援：一般社団法人千葉県環境保全センター
場 所：千葉県水道会館
日 付：平成2年10月14日（水）、15日（木）

8 表彰に関する事項

災害支援事業所表彰

令和元年台風大雨災害による災害廃棄物の処理に協力した事業所に、第8回定時総会の席上、理事長感謝状を贈呈します

第45回理事長表彰

平素より環境保全業務に取り組んでいる方々の中から、功績が顕著な方々に、第8回定時総会の席上、理事長感謝状を贈呈し顕彰します。

9 青年部会の育成

平成5年11月から活動を始めた青年部会は、各種セミナーやこども環境教室を開催する等、各委員会を組織し、活動の場を広げています。

また、近隣県の青年部会との交流を図り、情報交換を通して視野を広げているところです。こうした活動の意義を積極的に評価し、支援していきます。

別に、青年部会の事業計画を示します。

10 広報活動及び情報化社会への取組み

高度情報化社会への取組みとして、インターネット上のウェブサイトの充実を図り、環境問題をテーマとして浄化槽ユーザー等に対する啓発活動の一助とします。

広報「環境保全」を発行し、環境保全センターの活動について周知を図ります。また、浄化槽に関するパンフレットを作成し、適宜、浄化槽ユーザーに配布し、社会的な認識を高めるよう努めます。

1 1 環境保全・廃棄物関係の行事等

- ① 千葉県浄化槽推進協議会令和2年度通常総会
令和2年 月 日 ()
- ② 千葉県環境衛生促進協議会令和2年度通常総会
令和2年 月 日 ()
- ③ 一般社団法人千葉県浄化槽協会第9回定時総会
令和2年5月29日(金)
- ④ 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター第8回定時総会
令和2年6月 3日(水)
- ⑤ 一般社団法人日本環境保全協会第7回定時代議員大会
令和2年6月 4日(木)
- ⑥ 日本環境保全協会関東地区協議会令和2年度通常総会
令和2年6月17日(水)
- ⑦ 浄化槽維持管理適正化講習会
令和2年 月 日 ()、 月 日 ()
- ⑧ 嘱託採水員講習会
令和2年 月 日(水)、 日 ()
- ⑨ 第34回全国浄化槽大会
令和2年10月1日(火)
- ⑩ 飲料水貯水槽清掃作業従事者研修会
令和2年10月14日(水)、15日(木)
- ⑪ エコメッセ2020 inちば
令和2年 月 日 ()
- ⑫ 令和2年度第34回全国浄化槽技術研究集会(大阪府)
令和2年10月14日(水)
- ⑬ 一般社団法人日本環境保全協会一般廃棄物適正処理大会in千葉()
令和2年11月19日(木)
- ⑭ 一般社団法人日本環境保全協会 新春賀詞交歓会
令和3年1月 日 ()
- ⑮ 千葉県浄化槽団体連絡協議会 新春賀詞交歓会
令和2年1月20日(水)

*1 パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みです。1997年に定められた「京都議定書」の後継となるものです。

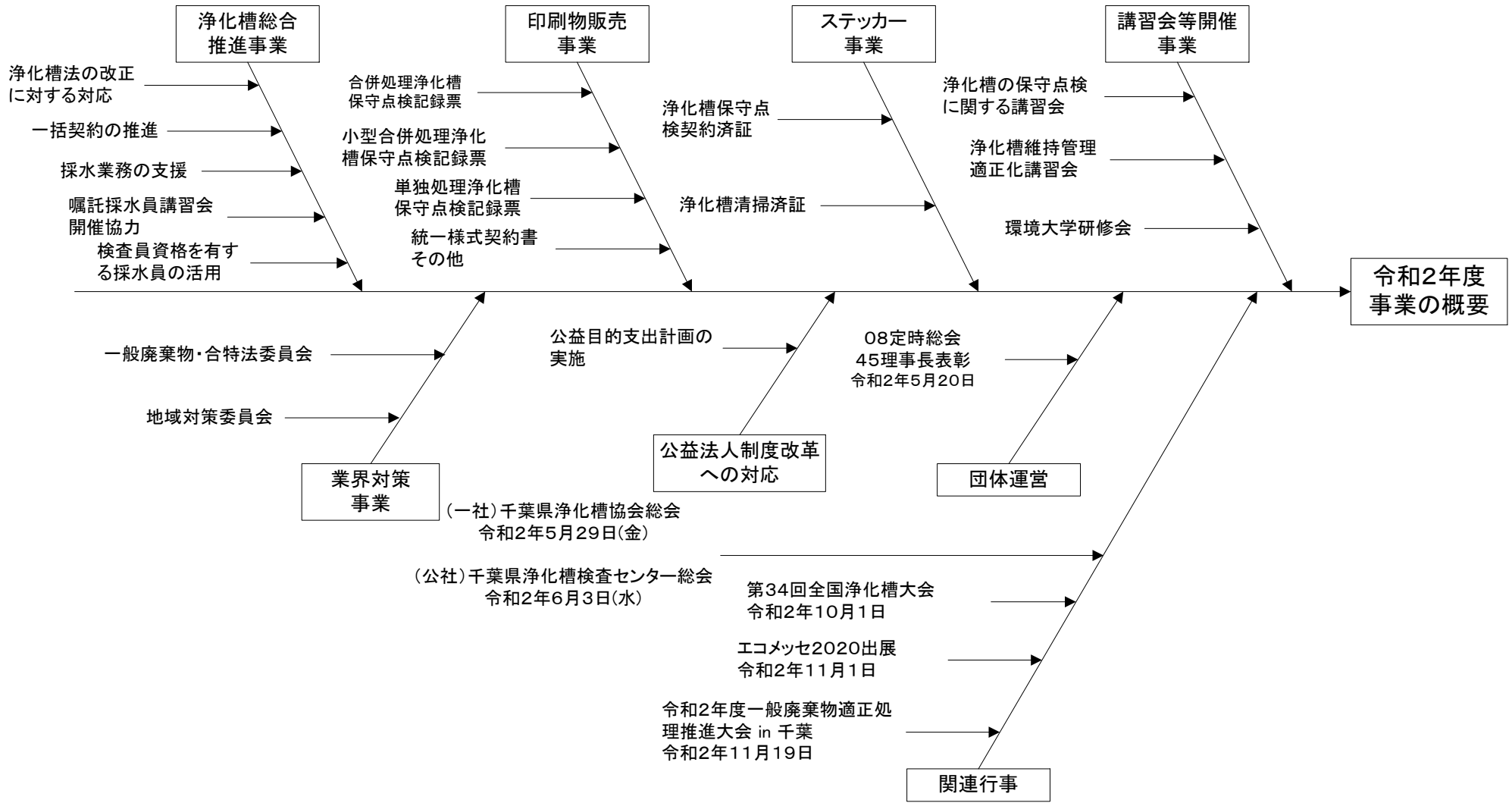
パリ協定は、2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めに話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意されました。こうした取り決めは合意されるとすぐに効力を発揮するものではなく、パリ協定では、以下の2つが発効条件でした。

①55カ国以上が参加すること②世界の総排出量のうち55%以上をカバーする国が批准すること 2016年11月4日に発効。

*2 エス・ディー・ジーズ 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択。国連加盟193ヶ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

*3 シビル・ミニマム(シビルミニマム、civil minimum)は、都市化社会・都市型社会において、市民が生

活していくのに最低限必要な生活基準。これに基づき市民と自治体の協働で、社会資本整備等の基準を定めるべきとされる。



一般社団法人千葉県環境保全センターの組織図

昭和47年6月創立
平成25年4月移行
会員数 213社
正会員 200社
賛助会員 13社
(令和2年4月現)

〒260-0024
千葉市中央区中央港 1-11-1
TEL 043-245-4222
FAX 043-245-4223

